

長野県における当該農産物について慣行的に行われている化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の窒素成分量 新旧対照表

新 令和元年12月10日 一部改正	旧 平成30年12月4日 一部改正																																																																												
<p>長野県における当該農産物について慣行的に行われている化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の窒素成分量（以下「地域慣行基準」）</p> <p>第1 共通事項 化学合成農薬及び化学肥料の定義については「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に準ずるものとする。なお、地域慣行基準における農薬使用回数とは、のべ有効成分数をいう。</p> <p>1 全作物 【化学合成農薬】 （1）長野県農作物病害虫発生予察事業実施運営要領第6に基づく発生情報（警報、注意報、地区報に限る。）が発表され、これに基づく特別防除を実施した場合は、当該地区、当該病害虫の防除に係る農薬散布数を1回地域慣行基準に加えることができる。 また、自然災害等への対応として農業技術課から発出された技術対策に特別防除が明記され、これに基づく特別防除を実施した場合も同様とする。 （2）殺菌剤又は殺虫剤について、2以上の有効成分を含有する剤（殺菌剤2成分以上または殺虫剤2成分以上）を使用した場合は、1剤につき1回を地域慣行基準に加えるものとする。 （3）別表に掲げる農薬の有効成分は農薬使用回数に含めないものとする。 （4）展着剤を使用した場合は、その成分数を農薬使用回数に含めないものとする。</p> <p>2 野菜 【化学肥料】 1回のマルチ張りで2～3作する栽培法の場合（異なる作物を連作する場合も含む。）、1作分の窒素成分量は、連作する作物の窒素成分量の合計値を、対象とする作物1作分の窒素成分量で案分した値とする。（別紙参照のこと） なお、この栽培法に用いる肥料は、肥効特性に留意して選択すること。</p> <p>第2 普通作物 （略）</p> <p>第3 果樹 1 りんご 【化学合成農薬】 （1）早生種（つがる、シナノドルチェ、シナノレッド、さんさ、夏明、すわっこ 等）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区 分</th> <th colspan="4">農薬使用回数【延べ有効成分数】</th> <th rowspan="3">備 考</th> </tr> <tr> <th colspan="4">内 訳（参考）</th> </tr> <tr> <th>殺菌剤</th> <th>殺虫剤</th> <th>除草剤</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下伊那</td> <td>3 4</td> <td>1 8</td> <td>1 3</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諏訪、上伊那</td> <td>3 2</td> <td>1 7</td> <td>1 2</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>佐久、上小、中信</td> <td>3 0</td> <td>1 4</td> <td>1 3</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長野、北信</td> <td>3 1</td> <td>1 4</td> <td>1 4</td> <td>3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考	内 訳（参考）				殺菌剤	殺虫剤	除草剤		下伊那	3 4	1 8	1 3	3		諏訪、上伊那	3 2	1 7	1 2	3		佐久、上小、中信	3 0	1 4	1 3	3		長野、北信	3 1	1 4	1 4	3		<p>長野県における当該農産物について慣行的に行われている化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の窒素成分量（以下「地域慣行基準」）</p> <p>第1 共通事項 化学合成農薬及び化学肥料の定義については「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に準ずるものとする。なお、地域慣行基準における農薬使用回数とは、のべ有効成分数をいう。</p> <p>1 全作物 【化学合成農薬】 （1）長野県農作物病害虫発生予察事業実施運営要領第6に基づく発生情報（警報、注意報、地区報に限る。）が発表され、これに基づく特別防除を実施した場合は、当該地区、当該病害虫の防除に係る農薬散布数を1回地域慣行基準に加えることができる。 また、自然災害等への対応として農業技術課から発出された技術対策に特別防除が明記され、これに基づく特別防除を実施した場合も同様とする。 （2）殺菌剤又は殺虫剤について、2以上の有効成分を含有する剤（殺菌剤2成分以上または殺虫剤2成分以上）を使用した場合は、1剤につき1回を地域慣行基準に加えるものとする。 ただし、別表に掲げる殺菌剤又は殺虫剤の有効成分は数えないものとする。 （3）展着剤を使用した場合は、その成分数を農薬使用回数に含めないものとする。</p> <p>2 野菜 【化学肥料】 1回のマルチ張りで2～3作する栽培法の場合（異なる作物を連作する場合も含む。）、1作分の窒素成分量は、連作する作物の窒素成分量の合計値を、対象とする作物1作分の窒素成分量で案分した値とする。（別紙参照のこと） なお、この栽培法に用いる肥料は、肥効特性に留意して選択すること</p> <p>第2 普通作物 （略）</p> <p>第3 果樹 1 りんご 【化学合成農薬】 （1）早生種（つがる、シナノドルチェ、シナノレッド、さんさ、夏明、すわっこ 等）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区 分</th> <th colspan="4">農薬使用回数【延べ有効成分数】</th> <th rowspan="3">備 考</th> </tr> <tr> <th colspan="4">内 訳（参考）</th> </tr> <tr> <th>殺菌剤</th> <th>殺虫剤</th> <th>除草剤</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下伊那</td> <td>3 4</td> <td>1 8</td> <td>1 3</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諏訪、上伊那</td> <td>3 2</td> <td>1 7</td> <td>1 2</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>佐久、上小、中信</td> <td>3 0</td> <td>1 4</td> <td>1 3</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長野、北信</td> <td>3 1</td> <td>1 4</td> <td>1 4</td> <td>3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考	内 訳（参考）				殺菌剤	殺虫剤	除草剤		下伊那	3 4	1 8	1 3	3		諏訪、上伊那	3 2	1 7	1 2	3		佐久、上小、中信	3 0	1 4	1 3	3		長野、北信	3 1	1 4	1 4	3	
区 分		農薬使用回数【延べ有効成分数】					備 考																																																																						
		内 訳（参考）																																																																											
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤																																																																										
下伊那	3 4	1 8	1 3	3																																																																									
諏訪、上伊那	3 2	1 7	1 2	3																																																																									
佐久、上小、中信	3 0	1 4	1 3	3																																																																									
長野、北信	3 1	1 4	1 4	3																																																																									
区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考																																																																								
	内 訳（参考）																																																																												
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤																																																																										
下伊那	3 4	1 8	1 3	3																																																																									
諏訪、上伊那	3 2	1 7	1 2	3																																																																									
佐久、上小、中信	3 0	1 4	1 3	3																																																																									
長野、北信	3 1	1 4	1 4	3																																																																									

(2) 中・晩生種

ふじ、シナノスイート、シナノゴールド、秋映、王林、紅玉、ジョナゴールド、陽光、千秋、シナノピッコロ、シナノプッチ、とき 等

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】			備 考
	内 訳 (参考)			
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤	
下伊那	37	20	14	3
諏訪、上伊那	35	18	14	3
佐久、上小、中信	34	16	15	3
長野、北信	35	17	15	3

※りんご共通

- ①落果防止を目的として、植物成長調整剤を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。
- ②摘花（果）を目的として、植物成長調整剤を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。
- ③剪定時、剪定整枝時又は病患部削り取り時に塗布剤等を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。
- ④県内における薬剤耐性リンゴ黒星病の発生を受け、平成 30 年から県下全域で重点防除を実施していることから、当面の間、当該病害の防除を目的として、県の指導に基づく特別防除を実施した場合は、殺菌剤 4 剤 （長野、北信地域に限り 5 剤） を上限として農薬使用回数に含めないものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量【kg/10a】	備 考
県下全域	15	

2～11 (略)

第 2～6 (略)

(2) 中・晩生種

ふじ、シナノスイート、シナノゴールド、秋映、王林、紅玉、ジョナゴールド、陽光、千秋、シナノピッコロ、シナノプッチ、とき 等

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】			備 考
	内 訳 (参考)			
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤	
下伊那	37	20	14	3
諏訪、上伊那	35	18	14	3
佐久、上小、中信	34	16	15	3
長野、北信	35	17	15	3

※りんご共通

- ①落果防止を目的として、植物成長調整剤を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。
- ②摘花（果）を目的として、植物成長調整剤を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。
- ③剪定時、剪定整枝時又は病患部削り取り時に塗布剤等を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。
- ④県内における薬剤耐性リンゴ黒星病の発生を受け、平成 30 年から県下全域で重点防除を実施していることから、当面の間、当該病害の防除を目的として、県の指導に基づく特別防除を実施した場合は、殺菌剤 4 剤を上限として農薬使用回数に含めないものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量【kg/10a】	備 考
県下全域	15	

2～11 (略)

第 2～6 (略)